

男女共同参画の視点

自治会にも男女共同参画の考え方を取り入れて

皆さんの自治会では、女性が運営に積極的に関わっていますか。

自治会は、住みよい地域づくりのために、住民同士の声掛けや行事の開催、清掃などさまざまな活動を行うとともに、それらの活動を通して地域の住民をつなぐ役割を果たしています。また、課題解決のために住民と行政との橋渡しを行ったり、行政と連携して災害の対応に当たったりするなど、住民にとって頼りになる存在といえます。

近年では高齢世帯の増加や甚大化する自然災害への対応など新しい課題が出てきており、それらに対応していくために女性や若い世代など多様な人材の確保が必要になっています。

特に女性が積極的に参加することで新しい視点が加わり、自治会運営の可能性を広げることができます。また、女性を含め、誰もが関わりやすい環境をつくることで、これまで自治会に参加してこなかった若い世代も活動しやすくなるなど、地域の新たな担い手が生まれるきっかけにもなります。

皆さんの自治会も、年齢、性別などに関わりなく、得意分野を生かして活躍できる「男女共同参画社会」の考え方を取り入れ、より明るく活発な地域づくりを目指しませんか。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

消費生活相談Q&A

どうすれば食品ロスを減らせるの

Q これから送別会や歓迎会が多くなるのですが、出された料理を食べ切れず残してしまうことがあり、いつももったいないと思っています。食品ロスをなくすための法律ができたと聞きましたが、私たちができることはありますか。

A 日本では食料を海外からの輸入に大きく依存している一方で、まだ食べられる食品を大量に廃棄しており、問題となっています。その量は国民一人当たりに換算すると、毎日茶わん1杯分(約139グラム)になります。国では10月1日に、食品ロスを減らすために「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行しました。法律では、国や自治体、事業者、消費者がそれぞれ取り組むべき事柄が示されています。

消費者である私たちもできることから実践して、食品ロスを減らしていきましょう。

今日から実践できること

家庭では

- 買い物前に冷蔵庫の中をチェックし、使う分だけ買う
- 買い物では手前に陳列されている食品を選ぶ
- 一度に食べ切れないものは下処理をし、小分けにして保存しておく
- 普段から頻繁に食べる食品は買い置きして、食べた分だけ買い足していくローリングストックを行う
- 残っている食材から使い、食べ切れる量を作る
- リメイク・アレンジレシピを活用し、食材を上手に食べ切る

宴会では

- 食べ切れる量を注文する
- 宴会の開始30分・終了10分は、席を立たずにしっかり食べるよう、幹事から声掛けをする
- 食べ切れない料理は仲間で分け合うか、お店に確認してから持ち帰る

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



📄 出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

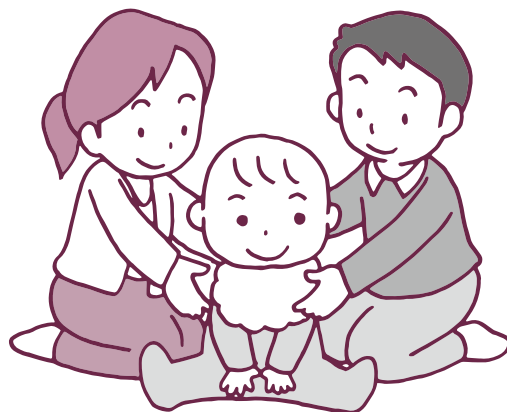
出産育児一時金の直接支払制度は、被保険者が医療機関で手続きすることにより、国民健康保険から直接、出産育児一時金の範囲で医療機関に支払われる制度です。

この制度を利用すれば、被保険者は出産費用から一時金分を引いた差額を医療機関に支払えばよいので、事前にまとまった費用を用意する必要がありません。

制度を利用しない場合は出産後に市へ申請することになります。実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、加入していた保険から支給される場合がありますので、制度を利用するときには、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

医療機関で保険証を提示し、直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るための手続きが必要になります。保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所に申請してください。



直接支払制度を利用しない場合

医療機関で保険証を提示し、制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、保険年金課、下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要な物＝保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号の分かる物、印鑑、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分娩者のマイナンバー確認書類

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

💰 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、老齢基礎年金の受取額を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、保険年金課または佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

令和2年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成21年度	15,280円 (620円)	11,450円 (460円)	7,640円 (310円)	3,810円 (150円)
平成22年度	15,540円 (440円)	11,650円 (330円)	7,770円 (220円)	3,880円 (110円)
平成23年度	15,320円 (300円)	11,490円 (230円)	7,660円 (150円)	3,830円 (80円)
平成24年度	15,170円 (190円)	11,380円 (150円)	7,590円 (100円)	3,790円 (50円)
平成25年度	15,150円 (110円)	11,360円 (80円)	7,570円 (50円)	3,790円 (30円)

年度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成26年度	15,300円 (50円)	11,470円 (30円)	7,640円 (20円)	3,820円 (10円)
平成27年度	15,620円 (30円)	11,710円 (20円)	7,810円 (20円)	3,910円 (10円)
平成28年度	16,280円 (20円)	12,200円 (10円)	8,140円 (10円)	4,060円 (0円)
平成29年度	16,490円 (0円)	12,370円 (0円)	8,240円 (0円)	4,120円 (0円)
平成30年度	16,340円 (0円)	12,250円 (0円)	8,170円 (0円)	4,080円 (0円)

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。